

東京三会共同主催 国際セミナー 「新 TOB 法制と M&A 戦略—世界の TOB 法制と比較して」

国際委員会副委員長 伊藤 理 (44期)
同 副委員長 クリストファー・マーク・ホジェンズ (外国特別会員)



2007年11月15日、東京三会共催国際セミナー&パーティーが弁護士会館クレオにて開催された。このセミナーは、東京三会在セミナー、パーティー、事務局の作業をそれぞれ持ち回りで担当し、毎年秋に開催されている。今回は当会がセミナー本体の企画・実行を担当した。

テーマは TOB 法制と M&A

今回のセミナーでは、2006年12月13日に施行された、改正証券取引法（現 金融商品取引法）による新 TOB（公開買付）法制のポイントを概観するとともに、欧米の公開買付法制の思想・制度との比較において、今後の企業買収や買収防衛策の展開を検討した。セミナー参加者は、東京三会在員のほか、企業法務関係者も含めて151名と、このテーマへの関心の高さを示した。

第1部 日・米・欧の法制度の紹介

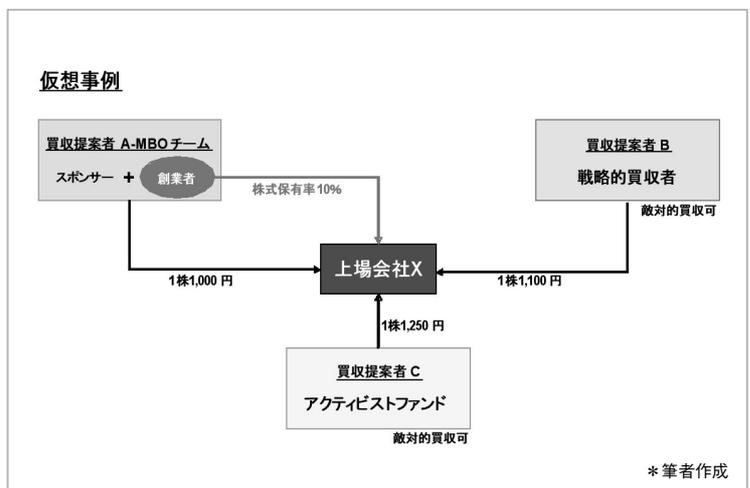
セミナーの第1部では、初めに岩倉正和弁護士（一弁会員）から、ライブドア事件や夢真・日本技術開発事件など、法改正の背景となった具体的な企業買収事件を紹介しながら、わが国の新 TOB 法制の重要ポイントをまとめていただいた。続いて米国弁護士のセオドア・パラダイス氏（一弁外国特別会員）か

ら、取締役の厳格な信託義務を前提として、取締役会によるポイズンピルなどの買収防衛策の採用を許容する、米国の法制度が紹介された。最後に、英国弁護士のスティーブン・マッシュズ氏（東弁外国特別会員）から、英国の制度が紹介された。英国では、買収防衛策を原則として認めない反面、強制的公開買付や応募株式の全部買付義務が広く適用される。さらに、テイクオーバー・パネルと呼ばれる私設の委員会が、公開買付者と買収対象会社の行動を仔細に監視・指導する制度が採用されている。

第2部 パネルディスカッション

第2部は、早稲田大学大学院法務研究科 黒沼悦郎教授による基調講演で始まり、続いてパネルディスカッション及び質疑応答が行なわれた。

基調講演では、第1部の三講演に関する総括及び日本の公開買付規制に対する考えが示された。日本の公開買付規制は、米国法に倣って1971年に導入され、1990年の改正で英国のテイクオーバー・コードを参考に、強制的公開買付制度を一部導入している。黒沼教授によれば、公開買付



制度に関する世界の流れは二分化しており、日本でも、市場内取引による支配権の取得を禁止し、かつ全部買付義務を全面的に導入すべきとする方向に進む可能性もある。しかし、M&A市場の活性化等を考えると、支配株主の権限濫用に対する法的対処は、公的買付の規制ではなく、会社法上の信認義務の法理によるべきなのではないかという見解が示された。

続いて、前述の岩倉氏、パラダイス氏、マシューズ氏、黒沼氏ら4名のパネリストによるパネルディスカッションを行なった。まず、図に示す仮想事例に対して、①「X社の取締役会は、買収提案者Aの提案に賛同を表明することはできるか?」、②「X社の取締役会は、買収提案者Bま

たはCに対し、買収防衛策をとることはできるか?」という2題の設問について、各パネリストより日米欧それぞれの見解が示され、活発なディスカッションが繰り広げられた。また会場の参加者からは、ブルドックソース事件について多くの質問がなされ、関心の高さがうかがえた。

観劇・パーティー

セミナー終了後は、隣接のパーティー会場に場を移し、懇親会が開かれた。アトラクションとして、人間国宝である大蔵流狂言師山本東次郎氏により、狂言『福の神』が上演され、多くの外国人参加者を含むセミナー参加者に、現代に生きる伝統芸能の魅力を堪能していただいた。

民法 772 条に関する 110 番

両性の平等に関する委員会委員
折井 純 (53 期)

2007年12月15日、午前10時から午後3時まで、東京弁護士会両性の平等に関する委員会により「民法772条に関する110番」が、弁護士会館において実施された。

東弁の取り組み

離婚後300日以内に出産した子の父を母の前夫と推定する民法772条については、その妥当性が問題とされている。2007年5月7日に、法務省通達によって離婚後懐胎については救済の可能性が認められたが、この通達によって救済される当事者は一部にすぎない。また、そもそも民法772条は、父子関係の成立という身分関係の根幹にかかわる規定であることから、本来通達の運用による解決ではなく、身分関係の基本法である民法の改正によって対処することが望ましい。かかる問題意識をふまえ、同年6月8日、当委員会主催で、「離婚後300日問題を考えるシンポジウム～民法772条・父子推定をめぐる～」を開催し、その後東京弁護士会として、同年9月10日、「民法第772条の改正を求める意見書」を法務省等に提出するなど、本問題の解決に向けた取り組みを進めてきた。全国的にも56の地



方議会で同条の見直しを求める意見書が可決されている。しかし、いまだ法令改正は実現されていない状況にある。

そこで、法務省の通達から約半年という区切りの時期に110番を実施し、困っている当事者に解決の方法をアドバイスするとともに、通達施行後の実態調査を行なうことを目的に、今回の110番が実施された。

相談当日の状況

相談件数は合計22件であった。当日、NHKの昼のテレビニュースで報道されたこともあり、午後から相談の電話が相次いだ。

相談者の内訳は、子の母から9件、子の父（実父）から3件、子の母の母から2件、その他8件。やはり子の母や実父からの相談が多かった。相談者の住所は、全国各地にわたり、中には外国からの相談もあった。離婚届は、提出済み18件、未提出2件、不明等2件であった。出産の有無については、離婚後出産9件、前婚中に出産2件、出産予定5件、不明等3件であった。子が出産している11件のうち、子どもの戸籍については、無戸籍5件、前夫の戸籍1件、不明等5件であった。

相談内容

相談の内容としては、戸籍上実父の子とするためにはどのような方法があるかという基本的な相談から、前夫に対して親子関係不存在確認の調停を申し立てたが前夫が協力しない可能性がある、親子関係不存在確認の手続をした後

に子の出生届を出した場合子どもの戸籍はどうか、認知請求はどのような場合にできるか等、裁判や戸籍の具体的な内容にかかわる相談も多かった。認知請求の手続がどのような場合に認められるかについては、各裁判所の対応も異なっているようであり、今後事案を集積して、分析検討する必要があると思われる。

継続した活動を

110番を実施した結果、法務省の通達後も、民法772条に関する問題で様々な悩みをもっていらっしゃる方が数多く存在することを再認識した。子どもが無戸籍であったり、今後出産予定のケースもあり、罪のない子どもが不利益を被ることのないよう、同条の改正を早急を実現すべく、当委員会として、本問題の解決に向けて活動を続けていく予定である。

2008年度東弁役員等選挙／日弁連会長選挙

次期会長に山本剛嗣会員，日弁連会長は宮崎誠氏（大阪弁護士会会員）

2008年度東弁会長、副会長、監事、常議員および日弁連代議員の選挙が1月28日に告示され、2月8日に投票が行なわれた。

東弁会長、副会長、監事、および日弁連代議員は定員を超えず無投票となった。常議員には定員80名に対し81名の立候補があり投票となった。有権者数は5,442人で、投票率は78.87%であった。

東弁役員選挙結果

【会長】無投票当選

山本 剛嗣 (24期)

【副会長】無投票当選／届出順

金子 正志 (38期) 関本 隆史 (35期) 秋田 徹 (38期)

森田 太三 (34期) 津村 政男 (37期) 太田 治夫 (37期)

【監事】無投票当選／届出順

鍛冶 良明 (44期) 芹澤 真澄 (43期)

※常議員、日弁連代議員氏名はLIBRA4月号に掲載予定

同日に行なわれた日弁連会長選挙には、宮崎誠候補（大阪弁護士会所属）、および高山俊吉候補（東弁所属）の2人が立候補した。東京投票区（東弁区）および全国52弁護士会の即日開票の仮集計得票数順は、宮崎候補、高山候補であった。

2月15日の日弁連選挙管理委員会で、宮崎候補が次期日弁連会長に決定した。

